

カメラ画像利活用SWGの設置と 自由討議について

2017年8月21日

データ流通促進WG 事務局

カメラ画像利活用SWGの設置

- 資料3-1のP.1で示した通り、昨年度に引き続きカメラ画像利活用SWGを設置します。
- 構成員は下記の通りです。（現在調整中で、カメラ画像の利活用にニーズや知見がある方を中心にバランスよく選定します）
- 本SWGのスコープ（扱うユースケース、論点等）については、この後の自由討議の内容を踏まえ、SWG座長等と相談し、決定します。

■ 座長

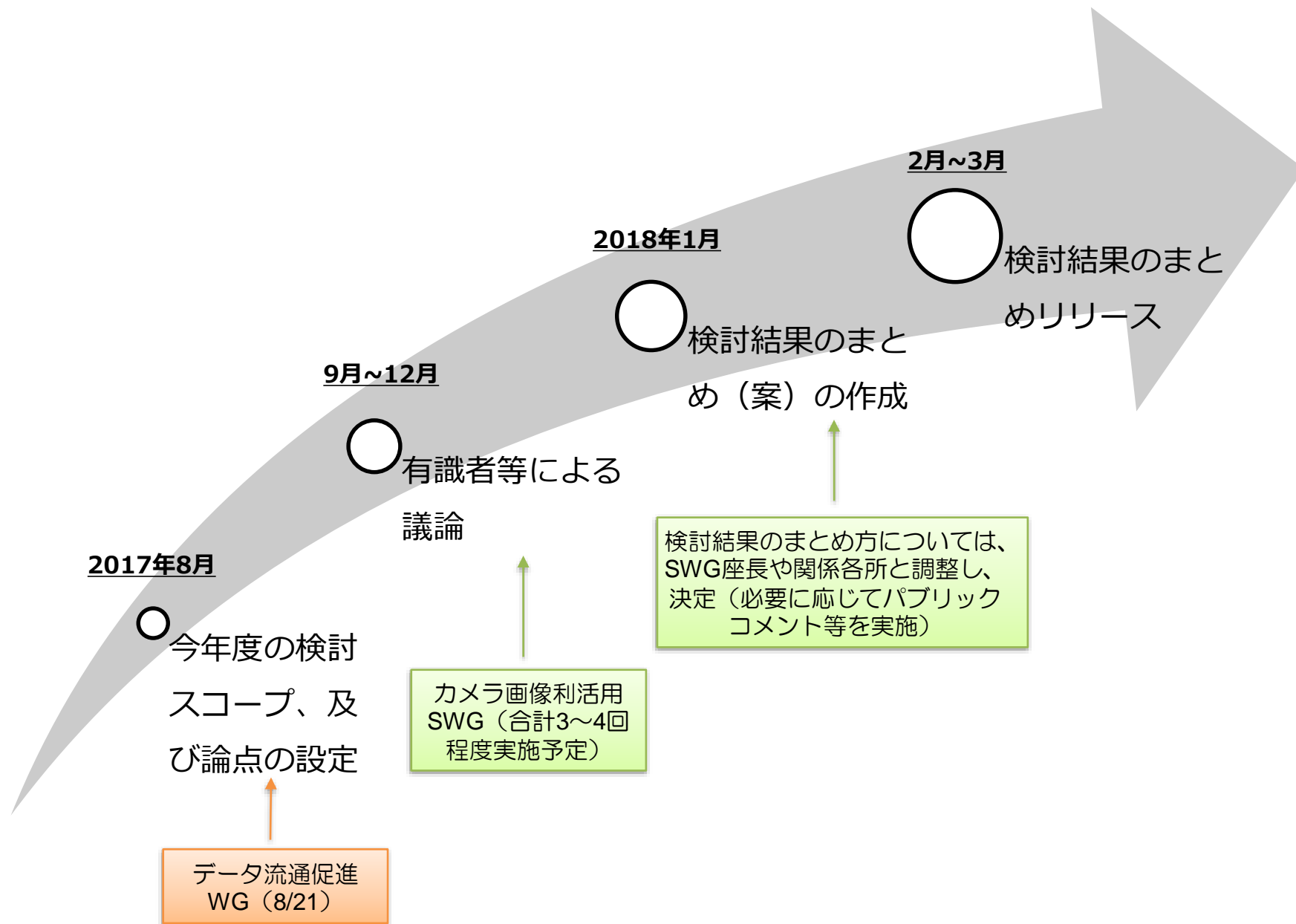
- 菊池 浩明（明治大学総合数理学部先端メディアサイエンス学科 教授）

■ 委員

- カメラ画像の活用にニーズのある事業者（2~3名程度）
- カメラベンダー、ソリューション提供事業者（3名程度）
- プライバシーや法制度等に知見のある有識者（2名程度）
- 消費者側の立場（1~2名程度）

■ 事務局

- 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
- 経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 消費・流通政策課
- （一般財団法人日本情報経済社会推進協会）



2. 自由討議

1. 資料3-1で示したユースケース毎に、事業者が配慮/検討すべき事項の洗い出しをします。下表に再掲した課題について過不足はありますか。

- 事業者が配慮・検討すべき事項の観点は、法律の観点とプライバシー等の観点の双方からお願いします。(カメラ画像利活用ガイドブックver1.0の前提と同じ)
- 課題に対する対応案等については、カメラ画像利活用SWGで議論する予定です。

ケース	事業者が配慮/検討すべき事項	詳細
①～③	<ul style="list-style-type: none"> • (現在実施している対応の他に、配慮事項等はあるか) 	資料3-1 (P.5～P.7)
④	<ul style="list-style-type: none"> • 生活者に対しての告知・通知方法、内容 • 顔特徴量データ(個人識別符号)を取得し、長期的に保存する際の配慮事項(適切な期間等を含) • 生活者からの利用停止・開示・削除等の要求への対応方法 • 要配慮個人情報の該当可能性 • プライバシーの観点からの配慮事項 など 	資料3-1 (P.9)
⑤	<ul style="list-style-type: none"> • 店舗間データの共同利用等の該当可能性 など 	資料3-1 (P.10)
⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 生活者からの同意取得方法 など 	資料3-1 (P.11)

- 自由討議で議論いただいたユースケース、及び事業者が検討すべき課題について、データ流通促進WGの傘下にカメラ画像利活用SWGを設置し、集中的に議論する予定です。(年度内3~4回程度)

今年度のSWGの検討スコープ（審議するユースケースの絞り込み等）や、SWGの進め方等について、ご意見ございますか。

(例)

- 本SWGではケース④と⑤について集中的に議論するとともに、ケース①から③の防犯・安心安全目的についても、スコープに含めたほうが、より活用されるガイドブックになるのではないか
- 資料3-1のP.12に記載の「カメラ以外のセンサーの扱い」についても対象としてはどうか
- 他にも、このような事例について検討したらどうか など

※最終的には、本日いただいたご意見を踏まえ、SWG座長や関係各所等と調整し、決定します。